

新型コロナウイルス感染症対策

子育て世帯のご家庭へ、大切なお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、子育て世帯へ次のとおり給付金を支給しています。各給付金の詳細は、町ホームページをご覧ください。福祉こども課までお問い合わせください。



令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金

対象児童 平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童

支給対象者 対象児童を養育する父母等の養育者のうち、次の所得要件を満たす方

所得要件 令和3年9月分の児童手当所得制限限度額以内の方またはそれと同水準と認められた方

※特例給付を受給されている方は対象外となります。

支給金額 対象児童1人あたり10万円

申請方法 支給対象者区分①～⑤により、申請方法が異なります。

①令和3年9月分の児童手当を城里町から支給されている方

⇒原則、申請は不要です。

②対象児童のうち平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した児童のみを養育されている方

⇒申請が必要です。令和3年12月下旬以降に申請書を郵送しています。通知の内容をよくご確認のうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください。(①に該当する弟妹がいる場合は申請不要です)

③令和3年9月末時点において公務員であり、児童手当を所属庁から支給されている方

⇒申請が必要です。申請方法は上記②と同様です。

④誕生日が令和3年9月1日以降の新生児の養育者であり、令和3年12月14日までに児童手当の認定請求書または額改定届出書を城里町に提出された方

⇒原則、申請は不要です。(公務員の方は申請が必要です)

⑤誕生日が令和3年9月1日から令和4年3月31日までの新生児の養育者であり、令和3年12月15日以降に出生届を提出された方(公務員の方も含む)

⇒申請が必要です。出生届を提出後、福祉こども課窓口で申請してください。

申請期限 令和4年3月31日(木)

※令和4年3月中旬以降に出生した新生児分については、令和4年4月14日(木)まで

支給日 申請不要の方…令和3年12月27日以降 要申請の方…令和4年1月以降順次支給



▲詳細はこちら

子育て世帯生活支援特別給付金

対象児童 平成15年4月2日から令和4年2月28日までに出生した児童

※一定障害児の場合は、平成13年4月2日から令和4年2月28日までに出生した児童

支給対象者 次のいずれかに該当する方は、申請により給付金を支給します。

●子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

①公的年金等の受給により、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方で収入等の基準を満たしている方

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同水準と認められた方

③令和3年5月以降の児童扶養手当新規受給者

●子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)

①対象児童を養育する公務員のうち、令和3年度の住民税が非課税の方

②対象児童のうち平成17年4月2日以前に出生した児童のみを養育している方で、令和3年度の住民税が非課税の方

③令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、令和3年度の住民税が非課税の方と同様の事情と認められた方

支給金額 対象児童1人あたり5万円

申請期限 令和4年2月28日(月)

ひとり親世帯分の詳細はこちら▶



ひとり親世帯以外分の詳細はこちら▶



申請先・問合せ 福祉こども課 ☎029-353-7265(直通)